

特定健康診査実施中です

40歳以上の人たるま市国民健康保険加入者(昭和20年7月1日～昭和56年3月31日生まれの方)の方を対象に特定健康診査を実施しています。

実施期間は10月31日(土)までで、指定医療機関にて個別で受けいただけます。ご自身の健康づくりにお役立てください。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健センターで実施する集団健診は全日程とも中止といたしました。集団健診での受診を予定されていた方には大変申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

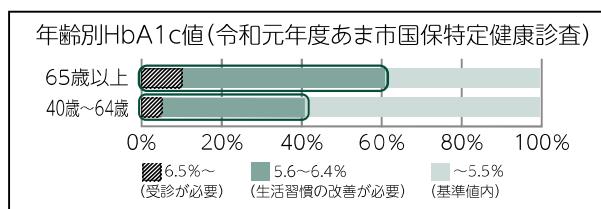
4月2日以降に国民健康保険に加入された方で受診を希望される方は保険医療課までご連絡ください。

問合先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555

糖尿病の重症化予防について

〈令和元年度あま市国民健康保険特定健康診査の結果〉

特定健康診査では、糖尿病に関する検査項目として、HbA1cを測定しています。昨年度の特定健康診査で基準値を超えていた方は、65歳以上で62.6%、40歳～64歳で40.1%でした。



※HbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)とは過去1～2か月の平均的な血糖値がわかるもので糖尿病の診断に用いられる検査項目。

〈糖尿病の重症化予防を実施します〉

早期発見・早期治療により、糖尿病の重症化を予防し、三大合併症への進行を防ぐために、今年度の特定健康診査及び後期高齢者健康診査を受診された方で、HbA1cが基準値より高く「受診が必要」な数値の方へ、医療機関への受診勧奨のご案内を送らせていただきます。



問合先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555

母子・父子家庭医療費受給者証の更新のご案内

母子・父子家庭医療費受給者証は、毎年8月に更新の手続きが必要です。引き続き該当する方には、7月末に更新の案内を送付しますので、8月3日(月)以降に手続きをしてください。8月中に手続きした方には、令和2年11月以降の有効期間の受給者証を送付します。

変更後の令和2年11月からの所得制限額は次の表のとおりです。昨年1年間の養育費(8割)を含む本人所得が制限額以上ある方は、受給対象外です。

また、以前に所得超過で非該当になった方でも所得制限額以内になった場合は、11月から受給対象となりますので、10月1日(木)から11月30日(月)までに申請してください。

所得制限額早見表(令和2年11月から適用)

扶養親族等の数 うち老人扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人
本人 所得	0人	192万円	230万円	268万円	306万円	344万円
	1人	—	240万円	278万円	316万円	354万円
	2人	—	—	288万円	326万円	364万円
	3人	—	—	—	336万円	374万円
	4人	—	—	—	—	384万円

問合先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555